

デジタル行財政改革推進会議
第2回データ利活用制度・システム検討会 資料

テクノロジーと個人情報、プライバシーをめぐる課題

～データ利活用とデータ保護の関係を改めて考え直すための視点～

森・濱田松本法律事務所事務所 外国法共同事業
弁護士 岡田 淳

2025/1/21

MORI HAMADA

Profile



パートナー弁護士

岡田 淳

Atsushi Okada

第二東京弁護士会所属

米国ニューヨーク州弁護士会所属

Direct 03-5220-1821

Mail atsushi.okada@morihamada.com

MORI HAMADA

主要な取扱分野

データ/プライバシー、知的財産権、TMT (Tech, Media, Telecom)、Fintech、ライフサイエンス、製造物責任、AI/自動運転/ドローン、テクノロジー分野における紛争・M&Aなど

主要な著作・論文

- ・ 個人情報保護法(商事法務、2024)
- ・ AI事業者ガイドライン(第1.0版)(別冊NBL、2024)
- ・ テクノロジー×著作権 理解を深めるキーワード(コピライト、2024)
- ・ プラットフォームビジネスの法務[第2版](商事法務、2022)
- ・ 特許侵害訴訟[第2版](中央経済社、2021)
- ・ ヘルステックの法務 Q&A[第2版](商事法務、2022)
- ・ ダークパターンに関する一考察(上・下)(NBL、2023)
- ・ AI・IoT・ビッグデータの法務最前線(中央経済社、2019)
- ・ 実務担当者のための欧州データコンプライアンス
～ GDPRからeプライバシー規則まで(別冊NBL、2019)
- ・ M&A法体系[第2版](有斐閣、2022)
- ・ ドローン・ビジネスと法規制[第2版](清文社、2022)
- ・ 自動運転・MaaSビジネスの法務[第2版](中央経済社、2023)
- ・ 資本業務提携ハンドブック(商事法務、2020)
- ・ AI・データの利用に関する契約ガイドラインと解説 (別冊NBL、2018)

経歴

東京大学法学部卒業(2001年)、ハーバード大学ロースクール修了(2007年)
Weil, Gotshal & Manges法律事務所(シリコンバレーオフィス)で執務
(2007年～2008年)

主な活動

- 2010年 立教大学 法学部 講師(特許法、商標法)
- 2011年 青山学院大学 経営学研究科 客員教授(著作権法)
- 2015年 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務研修講師(不競法)
- 2017年 経済産業省 AI・データ契約ガイドライン検討会 委員
- 2019年 内閣府 スマートシティ分野アーキテクチャ検討会議委員
- 2019年 一般社団法人日本DPO協会 顧問
- 2019年 東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員
- 2022年 特許庁 工業所有権審議会 試験委員
- 2023年 自由民主党 AIの進化と実装に関するPT WG 委員
- 2023年 内閣府 AI戦略会議 委員
- 2023年 内閣府 AI時代の知的財産権検討会 委員
- 2023年 経済産業省 AI事業者ガイドライン WG 委員
- 2024年 一般社団法人AIガバナンス協会 有識者委員
- 2024年 一般社団法人ダークパターン対策協会 理事
- 2024年 日本ディープラーニング協会 法と技術の検討委員会 委員
- 2024年 東京都 AI戦略会議 委員
- 2024年 デジタル行財政改革会議 データ利活用制度・システム検討会 委員

主な受賞歴

- ・ Chambers Asia-Pacific (TMT, IP), Chambers Global (IP) で高評価
- ・ Legal 500 Asia Pacific (TMT, IP) で高評価
- ・ 日本経済新聞の企業法務・弁護士調査で高評価
- ・ ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2023に選出
- ・ IAM Patent 1000 / IAM Global Leadersに選出
- ・ World Trademark Review 1000に選出
- ・ Asia IP Top 50 IP Experts of Japanに選出
- ・ Best Lawyers in Japan, Who's Who Legalで高評価
- ・ 週刊東洋経済の弁護士ランキングで高評価

はじめに

/ はじめに

● データ保護は、データ利活用と「二項対立」の関係ではなく、表裏一体のテーマ

- ▶ AI, IoT等の技術が進展する中、両者は逆のベクトルではなく、ポジティブな両輪の関係に
 - 適切なデータ保護規制により、本人からのデータ提供が促進+ビジネスの予見可能性も高める側面がある
- ▶ [参考]「ガードレール」としてのAIガバナンス

「AIガバナンス」とは？(AI事業者GL第1.01版より抜粋)

AIの利活用によって生じるリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる正のインパクト(便益)を最大化することを目的とする、ステークホルダーによる技術的、組織的、及び社会的システムの設計並びに運用

➡ AIガバナンスの目的は、リスクをゼロにすることではない

● テクノロジーの進展は、特別法だけでなく、一般法(個人情報法)の在り方を再考する良い契機に

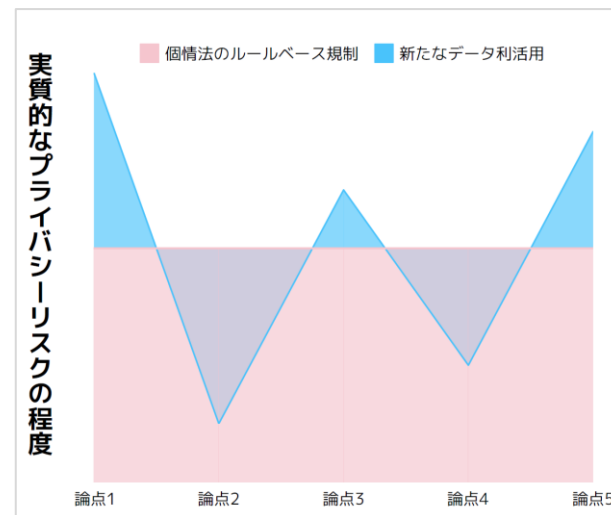
- ▶ 個別セクターでの対処は非常に重要である一方、並行して横断的な課題に対処することも不可避では？
特別法を制定するだけで、一般法の課題の本格的検討がなおざりになることは問題
 - 特にAIやIoTのような技術的パラダイムとの関係では、セクター・規模を問わず共通する課題も多いが、現在政府で検討中のAI法制は個人情報のような既存法の課題に深く踏み込むことが想定されていない
- ▶ 特に以下のような本質的課題は、一般法の観点からも正面から取り組む必要
 - 自己決定・同意のコンセプトをどのように位置付けるか
 - 実体的規律をどう適切に運用していくか
 - プリンシプル・ベース(⇔ルール・ベース)の規律についてどのように考えるべきか

日本の個人情報法が抱えてきた、データ利活用への横断的な課題

- 対象情報や処理行為の形式的な区分に応じてOK/NGな行為が線引きされる**ルール・ベース**の**手続的規律**が採用されている局面が多い
 - ▶ 過剰規制と過少規制の双方が問題に
 - ▶ 国際的にみてガラパゴス的な行為規制もある
 - ▶ 急速な技術進歩に、法解釈が追い付かない状況
- 実務上の支障を解消すべく採ってきた工夫も、かえって問題を複雑化させる結果となったことが少なくない
 - ▶ 法改正により新設した制度が実務ニーズに即さず、期待したほど利用されないケース
 - ▶ なし崩し的な解釈(弥縫策)が拡張され、
①理論的整合性や②国際的な制度調和の観点から問題を生じるケース

これまでの個人情報法の主な特徴

対象情報の区分	• 個人情報、個人データ、保有個人データ • 要配慮個人情報とそれ以外 • 様々な種類の非個人情報
処理行為の区分	• 一定の類型について原則同意が必須 (個人データの第三者提供、要配慮個人情報の取得) • それ以外は、利用目的中心主義
主にルール・ベース	• 対象情報や処理行為に応じて、OKな行為とNGな行為を線引き • プリンシプル・ベースでの規律は少ない
主に手続的規律	• 予防的措置として遵守すべき手続に主眼 • 事後処理は民法上の不法行為等に委ねる (不明確で過剰な事後規制には謙抑的)
プライバシーとの関係	• 個人情報の取扱いに関する私法上の権利利益の内容・範囲を直接確定し保護するものではない



/ 急速なテクノロジーの進歩に追いつかない法解釈（生成AIの利用を例として）

個人情報委員会の「**注意喚起**」(2023.6.2)により条文と実務のバランスを図ろうとした形跡は窺われるものの残された課題は少なくない。例えば、

主な論点	関連する規制	残された主な課題
クロージングで収集する公開データに要配慮個人情報が含まれる場合	法20条2項 (要配慮個人情報の取得: 本人同意原則)	● 「注意喚起」がAI事業者に講ずるよう求めた措置の妥当性・根拠 ● 現行法の規律自体がそもそも合理的か ▶ 一般的・汎用的な分析目的という文脈であれば過剰規制？ ▶ 広く散在情報が規制対象に含まれることの是非 ▶ AI事業者に、現実的にみて不可能な行為を強いていないか？
委託を受けたデータを用いたAI学習	法27条 (個人データの第三者提供: 本人同意原則／例外としての「委託」該当性)	● どのような場合に「委託」と整理できるか不明確 ▶ 委託先における独自利用禁止との関係 ▶ いわゆる「混ぜるな危険」との関係 ● 現行法の規律自体がそもそも合理的か ▶ 第三者提供に原則として一律同意を求めることの是非
生成AIの利用に際して個人データを入力する場合の規律	法23～25, 27, 28条 (個人データの第三者提供・越境移転: 本人同意原則と情報提供義務／安全管理措置・委託先監督義務)	● どのような場合に「クラウド例外」や「委託」と整理できるか不明確 ▶ 「クラウド例外」のような日本独自のガラパゴス的解釈の是非 ● 現行法の規律自体がそもそも合理的か ▶ 第三者提供に原則として一律同意を求めることの是非 ● 安全管理措置・委託先監督義務として求められる範囲と、実態との乖離

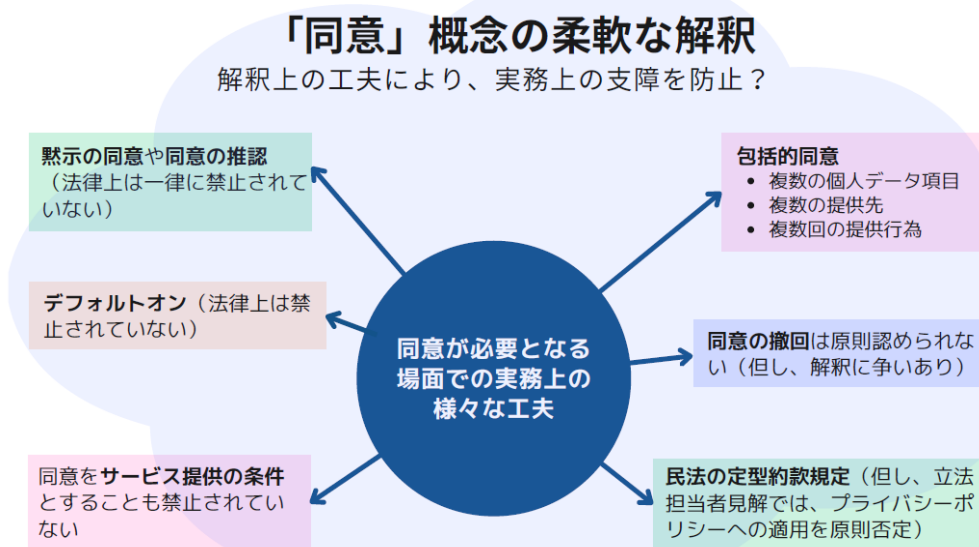
「通知と同意」モデルをどう考えるか

「通知と同意」モデルの限界

- 個人情報法は、一定の類型(例: 個人データの第三者提供)で同意を要求。その他は利用目的中心主義*

*なお、近時の法改正により実体的規律の整備(例: 不適正利用の禁止)も充実させる方向に踏み出しており、予測可能性の担保を含め、今後の運用の蓄積が期待される。

- ▶ 結果として過剰規制となる場面が生じ、それに伴う実務上の支障を回避するため、「**個人データ**」「**第三者提供**」「**同意**」の各概念につきガラパゴス的な解釈をパッチワーク的に積み重ねてきた結果、**同意概念の形骸化**をはじめ、世界の潮流との整合性も取れなくなっている
- ▶ また、第三者提供規制の例外としての「**共同利用**」や「**委託**」については、書かれざる解釈上のルールに占める割合が大きく、混乱を生む要因にもなっている



いわゆる「クラウド例外」のなし崩しの拡大？

個人情報委Q&A7-53: クラウドサービス提供事業者が、**当該個人データを取り扱わないこととなっている場合**には、「提供」に該当しない

- 契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等

「クラウド例外」がカバーする範囲は事実上拡大してきた印象。
例えば、

- 非常時や緊急時にベンダによるデータへのアクセスを例外的に合理的範囲で許容する条項が規定されていても、問題ないと解される
- 生成AIの文脈で、個人情報委の「注意喚起等」(2023.6.2)は、利用事業者が入力する個人データをAI事業者が「機械学習に利用しないこと」が担保されていれば、クラウド例外に依拠できる趣旨に読める

/ 本人関与による規律に依存しすぎないアプローチの本格的検討

- これまで個人情報法が設定してきたルールそのものの妥当性の検証が必要となっている

- ▶ 情報力・交渉力の非対称性、ロックイン、限定合理性による脆弱性(例: 認知バイアス・二重過程理論)などから、本人関与による実効性は機能し難いという指摘も少なくない
- ▶ IoTの進展等に伴い、従来典型的に想定されていた同意取得の場面とは異なる配慮が求められるケースも増えている(例: コネクテッドカーを通じたデータ利活用と様々な主体(契約者・運転者・同乗者等))
- ▶ AIについても、プロファイリングによる推測、隠れたバイアス(公平性の問題)、ハルシネーションなどの問題はありますが、アルゴリズムから明確に予測することは難しく、将来的な問題点の可能性について把握した上での実効性ある同意がどこまで可能なのか、という問題はある

- 真に本人が関与すべき範囲をどのような方向で精査すべきか？

そのような場面では国際水準に整合した厳格な同意が求められる一方、それ以外の場面では同意に替えて実体的規律等に基づく適切な取り扱いの担保が求められる

- ▶ GDPR: 第三者提供は処理行為の一環にすぎず、同意も様々な適法化根拠のうちの一つにすぎない
- ▶ CPRA: 第三者提供についてオプトイン同意中心主義を採用しているわけではない

／ 個人情報法の3年ごと見直しの議論における、本人関与についての検討①

2024.6.7: 中間整理

第2の3(1) 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

「昨今のデジタル化の急速な進展・高度化に伴い、生成AI等の新たな技術の普及等により、大量の個人情報を取り扱うビジネス・サービス等が生まれている。また、健康・医療等の公益性の高い分野を中心に、機微性の高い情報を含む個人情報等の利活用に係るニーズが高まっている。このほか、契約の履行に伴う個人情報等の提供や、不正防止目的などでの利活用についてもニーズが寄せられている。

こうした状況を踏まえ、**法で本人同意が求められる規定の在り方について、個人の権利利益の保護とデータ利活用とのバランスを考慮し、その整備を検討する必要がある。**この場合においては、単に利活用の促進の観点から例外事由を認めるのは適当ではなく、本人の権利利益が適切に保護されることを担保することが必要である。」

2024.10.16: 検討の充実に向けた視点

*以下では一部のみ要約

1

個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

- 自律的ガバナンスを重視する現行制度の考え方
- 利用目的の特定、データ処理の説明のあり方
- 実体的ルールを設けることにより、本人の関与による規律に依存しないアプローチ
- プロファイリング等につき本人の権利保護の実効性
- 本人がより能動的に関与し得る仕組み

2

個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

- 統計的利用などにも、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか？

3

個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか？

- 一般的・汎用的な分析に限定される場合
- 本人が、第三者提供を躊躇するとは想定されない場合
- 提供後も本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合

／ 個情法の3年ごと見直しの議論における、本人関与についての検討②

2024.12.17: 検討の充実に向けた視点に関するヒアリングの概要

2 ヒアリングを通じて得られた視点

(2) 本人の関与について

「本人の関与の趣旨としては、1(2)のとおり、大きく①事業者におけるガバナンスを担保するための手段、②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利の二つの考え方が示された。

特に、①事業者におけるガバナンスを担保するための手段の観点からは、**本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないかと**の視点が得られた。ただし、その場合においても②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利については別途、その要否や程度、手法等について検討する必要があるものと考えられる。当該権利との関係においては、具体的な個人の権利利益とのけん連性等についての慎重な検討を行う必要があるものの、**社会的なニーズや手続負担等を踏まえた現実性を踏まえ、本人の関与が必ずしも必要とされない場合もあり得る**などの視点も得られた。

加えて、②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利には、現状の開示等の請求等に加えて、能動的に自らの情報を活用する観点からの**データポータビリティ**も含まれるのではないかとという視点も得られた。ただし、事業者の負担や事業分野ごとの必要性・妥当性等についての議論が必要であると考えられる。」

データ利活用の促進を目指してきた個人情報法内の仕組みの現状

/ 匿名加工情報・仮名加工情報の制度を通じたデータ利活用

● 「匿名加工情報」制度(平成27年改正)の導入背景と趣旨

- ▶ 本人同意に代わる一定の条件の下、目的外利用や第三者提供を行えるようにした
- ▶ 前提として、適正な加工、一定事項の公表等、識別行為の禁止、安全管理措置など
- ▶ 「匿名加工情報」は、個人情報に該当しない

● 「仮名加工情報」制度(令和2年改正)の導入背景と趣旨

仮名化された個人情報は、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るため、利活用のニーズが高まっていた

- ▶ 「仮名加工情報」は個人情報に該当し得るが、事業者内部での分析に限定することを条件に、利用目的の変更制限や開示等請求への対応等の義務を緩和した
- ▶ 前提として、適正な加工、識別行為の禁止、本人への連絡の禁止、第三者提供の禁止など
- ▶ 「仮名加工情報」は、個人情報に該当する場合と、該当しない場合がある

● 個別分野では、次世代医療基盤法に基づく「匿名加工医療情報」「仮名加工医療情報」の枠組みも

背景としての、「個人情報」と関連する概念：法改正とその限界(混乱?)

情報通信技術の発展、ビッグデータ時代の到来をふまえて改正が重ねられてきたが…

個情法の
制定

「**個人情報**」：

- 生存する個人に関する情報であって、
- **個人識別性**を満たすもの（**容易照合性**がある場合を含む）

「**準個人情報**」（仮称）を
類型化し、個人情報等の範
囲を拡大することが議論さ
れていたが…

H27改正
①

「**個人識別符号**」概念の導入：

- 2条2項1号/2号において限定列举
- 民間サービスに係る符号は規定されず

H27改正
②

「**匿名加工情報**」概念の導入：

- 規制緩和？（むしろ規制強化にすらみえる…？）
- グレーゾーンの解消という目的の達成は疑わしい？

- **加工基準**の分かり難さ
- **主観要件**の分かり難さ
- **実務的ニーズ**に即した
制度への組替が必要？

R2改正
①

「**仮名加工情報**」概念の導入：

- 個人情報に該当する／しない場合、事業者の主観による違い
- 当初想定ユースケース（機械学習用データセット等）の妥当性？

R2改正
②

「**個人関連情報**」概念の導入：

- 新たな情報の類型を定義し、その提供行為の一部のみ規制するア
プローチ = 個人情報の定義を拡大するアプローチは採用せず

端末識別子の利用を念頭
に、「提供元において非個人
データ、提供先において
個人データ」の場面对応

/ 匿名加工情報・仮名加工情報の各制度が抱える課題

いずれも使い勝手が良い制度とは言い難く、期待したほどには活用されていない現状

➡ 課題を精査し、実務的ニーズに即した制度の改善や枠組み変更を検討してもよいのではないか

● 「匿名加工情報」制度の主な課題

- ▶ 同制度がなくても、適切に匿名化すれば個人情報への規律は本来適用されないはず(規制緩和ではなく規制強化?)
- ▶ 加工基準が分かり難く、またその判断は一次的に事業者委ねられているため、グレーゾーンの解消という目的達成も疑わしい(真剣に考える事業者ほど二の足を踏む?)
- ▶ 主観要件の存在(諸外国の法制度と比べると異質)
 - 客観的にみれば同じデータでも、外部からは判然とし難い作成者の内心如何によって義務内容が変わる

● 「仮名加工情報」制度の主な課題

- ▶ 当初想定ユースケース(機械学習用データセット、医療・製薬分野における研究用データセット等)の妥当性
 - 統計情報を作成して分析のために利用したい場合、仮名加工情報制度を活用する必要はない
 - 仮名加工情報制度の下では、本人と紐付ける利用はできず、また(共同利用例外等を除き)第三者提供もできない
- ▶ 主観要件の存在(諸外国の法制度と比べると異質)

／ 学術研究例外、公衆衛生例外などをめぐる課題

学術研究例外

令和3年改正により、公的部門・民間部門の規制の統一化や、規律の精緻化が図られたものの、依然として実務的な判断が難しい場面も少なくない。

- 主体要件(「学術研究機関等」)
 - ▶ 主たる目的とは(製品開発の目的も併存する場合等)
- 目的要件(「学術研究目的」)
 - ▶ 商用目的も併存する場合の解釈(目的の「一部」が学術研究目的である場合であっても含まれるものの、実際上の判断は悩ましい)
- 複数主体が関わる共同研究
 - ▶ 令和3年改正により解消した論点と、そうでない論点
- 個別ドメインごとの問題
 - ▶ 医療分野での研究に関する倫理指針の解釈・運用等

公衆衛生例外

従来は厳格に運用される傾向にあったが、医療・介護分野を中心にデータ利活用の環境を後押しするという観点から、令和元年大綱をふまえ、GLやQ&Aで具体例が示された。

特に、「本人の同意を得ることが困難であること」の要件については従来よりも柔軟な解釈を示しているものの、同要件がネックとなる案件はなお散見される。

もっとも、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために「特に必要がある場合」の該当性など、依然として実務的な判断が難しい場面も少なくない。

実体的規律の課題をふまえた上での、今後の充実に向けた検討

/ 近時の個人情報改正による実体的規律の拡大と、その課題

ルール・ベースの手続的規律への過度な依存には限界がある中で、不適正取得(20条1項)のほか、令和2年改正による「不適正利用」の禁止(19条)など、実体的規律の整備も徐々に図られてきた

➡ そのような流れは重要であり肯定的に評価できる一方で、実体的規律に内在する課題も正しく把握した上で、今後のプリンシプル・ベースの規律の更なる充実化を検討することが望まれる

● 適用範囲の不明確性

▶ 包括的で抽象的な文言となりやすく、禁止される行為か否かの線引きが不明確に

特に、19条の「不適正利用」は、個人情報全般を規律対象としており、文言上は極めて広汎となり得る(そもそも論として対象を絞るべきではなかったか、という議論もあるし、当初の個人情報委による説明では「相当程度悪質なケースを念頭においた規律」と説明されていたが…)

- 一方で、事業者の活動を過度に萎縮させることへの懸念
- 他方で、逆に当局としても執行し難く、事業者への抑止力として機能しないおそれも

▶ GL等を通じた予見可能性の確保が、これまで以上に求められる

- 過去の問題事例もふまえつつ、基準や考え方をまとめて世の中に広く共有する
- エンフォースメントの場面では、当該個人情報の取扱いについての社会的受容性を考慮した判断が必要に
- 個人情報法の法目的に照らした、不適正行為の理論的な類型化も望まれる

/ プリンシプル・ベースの規律と、その他の課題

- モニタリングの困難性、個人や社会全体からの**トラスト**の確保
- **インセンティブ**をめぐる課題
 - ▶ ポジティブなインセンティブ・ネガティブなインセンティブ

国・民間の様々なレイヤーで
多層的アプローチが
相互補完的に
機能することが望まれる

(取組の一例として、右記参照)

一般社団法人ダークパターン対策協会の取組み

- 消費者が正しい判断を行えるようにする一つの目安として、誠実なWebサイトを審査・認定し、改ざんできないロゴマークを付与する仕組みを提供するとともに、消費者の方々にダークパターンに関する注意喚起やロゴマークの普及啓発活動を行う。
- 誠実なWebサイトの認定について、出来ていない事象を広義のダークパターンと捉え、**非ダークパターン認定**
(Non-Deceptive Design Accreditation : NDD認定)
(仮称) という名前で検討中。

11/13に正会員を募集開始。
有識者、政府関係者も参加する制度・
ガイドライン構築分科会で1月をめど
にガイドライン、チェックリストを策
定し公開することを目指している。
2025年7月から審査を開始できるよう
準備を進めている。

悪質誘導「ダークパターン」対策、協会が優良企業を認定

情報通信・ネット + フォローする
2024年10月2日 14:47

保存 共有 印刷 通知 設定 共有



設立会見には北島康介さん（左から3人目）らが出席した（2日、東京都目黒区）

ウェブサイトなどの利用者を本来の意思に沿わない選択肢に誘導する「ダークパターン」の被害低減を目指す団体が2日、東京都内で記者会見を開いた。利用規約の同意画面などが消費者に配慮されているかどうか、企業を認定する制度を2025年7月にも始める。国内の年間被害額は最大1兆7000億円規模とみられ、消費者への浸透を図る。

出典: 2024.10.2 日本経済新聞

データポータビリティについて

/ データポータビリティの導入の是非と課題：個人データについて

- 個人データの文脈で、一般法(個人情報法)としてデータポータビリティ権を法制化することの是非については、現時点ではまだ慎重に判断すべきように思われる
 - ▶ 現行の日本法における開示請求権等も、必ずしも活発に利用されているわけではない現状
 - ▶ 欧州のGDPR(20条)でも、当初期待されていたほどの活用実態ではないとの指摘
 - 対象となるデータや、対象となる処理行為も限定されている
 - ①データ主体によって提供された個人データ
 - ②処理の法的根拠が同意や契約履行であり、かつ自動化された手段による処理
 - 運用・実装面での課題
B2Bのデータ直接移行は、「技術的に実行可能な場合」に限られる：相互運用性、セキュリティ・・・
 - 個人側のリテラシーやニーズの問題と、事業者側のインセンティブ欠如の問題
- 当面は、個別の業界や分野ごとの政策課題としての検討を継続・深化することを中心とすべきか
 - ▶ 金融、医療といった業界毎の検討のさらなる深化
 - ▶ 競争政策の観点から優先順位の高い分野での検討(例：スマホ競争促進法、DMA)

/ データポータビリティの導入の是非と課題：産業データについて

- EUデータ法は、データの活用・アクセスに特化し、対象も広く非個人データを含むという点で学ぶべき点が多い。他方で、同法が目指す理念や今後の運用課題については議論すべき課題も多く、まだ慎重な議論が必要ではないか。
 - ▶ IoTデータを創出する事業者のインセンティブとの関係
 - ▶ 営業秘密(+日本の場合は限定提供データ)関連法制との整合性
 - 対象データの範囲
 - データ移行の条件や運用(経済面(合理的補償、FRAND、紛争解決手続)、技術面(相互運用性、セキュリティ等))
 - ▶ 個人情報保護法制などとの調整
 - GDPRのデータポータビリティ権を強化・拡張する側面がある一方で、GDPRとの整合性を問われる場面も
 - 個人データとそれ以外のデータを完全に峻別することの難しさ
 - ▶ EU以外の各国への波及効果の程度
 - ブリュッセル効果の有無・程度は、法令によってかなりの差異がある
- 一般論として、また各個別セクターにおいて、どの程度実際のニーズがあるかの精査
 - ▶ 個人データ・産業データ問わず、絵に描いた餅になってしまったケースからの教訓